

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 生活保護法による医療扶助のための医療機関を指定した件 三六九
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二件 三六九
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を休止した旨届出があった件 三九〇
 - 生活保護法による指定医療機関の事業を再開した旨届出があった件 三九〇
 - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 三九〇
 - 生活保護法により指定を受けた施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった件 三九二
 - 都市計画法により公聴会を開催する件 三九二

告 示

福島県告示第四百九十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年八月十九日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人ピーチパイながさわ整形外科	福島市飯坂町平野字原東五〇一一	平成二六年四月一日

さとう胃腸科内科	同 市鳥谷野字宮畑九三一一	同 日
サポート二四笹谷クリニク	同 市笹谷字稲場三三十四	同 年五 月一日
いがらし内科・消化器内科クリニク	同 市飯坂町平野字道下九一七	同 年六 月一日
池田医院	同 市飯坂町字若葉町五	同 年五 月一日
医療法人育慈会いわしなクリニク（歯科）	西白河郡西郷村大字米字西原三一五	同 年四 月七日
カワチ薬局福島南店	福島市鳥谷野字宮畑五一	同 年六 月一日

（社会福祉課）

福島県告示第四百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

平成二十六年八月十九日

福島県知事 佐藤雄平

名 称	所 在 地	廃止年月日
ながさわ整形外科	福島市飯坂町平野字原東五〇一一	平成二六年三月三十一日
池田医院	同 市飯坂町字若葉町五	同 年四 月三〇日
さとう胃腸科内科医院	同 市鳥谷野字宮畑九二一一	同 年三 月三十一日

医療法人齊須会齊須歯科医 院	白河市東深仁井田字道山下一〇一 二	同	日
医療法人齊須会泉崎歯科医 院	西白河郡泉崎村大字泉崎字下宿八 〇	同	日
医療法人育慈会いわしなク リニック(歯科 矯正歯科 小児歯科 歯科口腔外科)	同 郡西郷村大字米字西原三一 五	同	年一 月二日
カワチ薬局福島南店	福島市鳥谷野字宮畑五一	同	年五 月三十一日
調剤薬局けやき鹿島店	南相馬市鹿島区鹿島字町一五七	同	年三 月三十一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十六号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
平成二十六年八月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

事業所の 名称	事業所の所在地	事業者の名称	事業者の主たる 事務所の所在地	廃止年月日
せせらぎ 訪問看護 ステーション	南会津郡南会津 町片貝字根木屋 向一六	医療法人南嶺 会	福島県南会津郡 南会津町片貝字 根木屋向一六	平成二六年三 月一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)

第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を休止した旨届出があった。
平成二十六年八月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	休止年月日
ふよう薬局	伊達郡桑折町字上町七五一一二	平成二六年三 月一七日
医療法人にしはら歯科クリ ニック	双葉郡浪江町大字権現堂字下柳町 二一	平成二三年三 月一日

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十条の二の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を再開した旨届出があった。
平成二十六年八月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

名 称	所 在 地	再開年月日
南相馬市立小高病院	南相馬市小高区東町三一八	平成二六年四 月二三日

(社会福祉課)

福島県告示第四百九十九号

生活保護法(昭和二十五年法律第四百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
平成二十六年八月十九日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名	住所	施術所名	施術所の所在地	指定年月日
早坂祥子	福島市方木田字水樋六―一―二	フレアス在宅マッサージ福島	福島市南中央一―五スカイハイツA―一	平成二六年五月二四日
小島るみ	同 市本内字北古館一―一―一	中央在宅マッサージ	同 市三河北町二―八―三〇六	同 年 四月一日
有賀義勝	河沼郡湯川村桜町字明堂七一	ふれあい心のサービス会津坂下店	河沼郡会津坂下町市中四番甲三七九六―八	同 年 二月一日
安齋昌弘	二本松市油井字八軒町六七	黄進閣鍼灸院	二本松市油井字八軒町六六	同 年 七月一日
矢吹賢治	石川郡石川町字長久保二七四―五四	矢吹鍼灸マッサージ院	石川郡石川町字長久保二七四―五四	同 日
高久幸一	西白河郡矢吹町中畑八―一六	高久東洋堂	西白河郡矢吹町中畑八―一六	同 日

(社会福祉課)

福島県告示第五百号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。
 平成二十六年八月十九日

福島県知事 佐藤雄平

薄井勉	白河市白坂三輪台二―三六―一―三	野の花治療院	白河市白坂三輪台二―三六―一―三	平成二六年七月一日
泉俊行	南相馬市原町区上渋佐字原田一三五―一二	泉鍼灸院	南相馬市原町区上渋佐字原田一三五―一二	同 日
安齋昌弘	二本松市油井字八軒町六七	黄進閣鍼灸院	二本松市油井字八軒町六六	同 日
米良道忠	同 市亀谷一―一―三	亀谷池ノ入はりきゅうマッサージ米良治療院	同 市亀谷一―七―二	同 日
渡部義雄	伊達市保原町字宮下二五〇―一―五	渡部治療院	伊達市保原町字宮下一五〇―一―五	同 日
矢吹賢治	石川郡石川町字長久保二七四―五四	矢吹鍼灸マッサージ院	石川郡石川町字長久保二七四―五四	同 日
藤川英樹	田村郡三春町狐田字狐田六四	田村鍼灸接骨院	田村郡三春町狐田字狐田五七―一二	同 日
高久幸一	西白河郡矢吹町中畑八―一六	高久東洋堂	西白河郡矢吹町中畑八―一六	同 日
渡部正司	河沼郡会津坂下町牛川字村中甲二三九―一	はり・灸・マッサージ指圧治療若宮重陽院	河沼郡会津坂下町牛川字村中甲二三九―一	同 日
竹本利光	大沼郡会津美里町勝原字西勝七五	竹本鍼灸治療院	大沼郡会津美里町永井野字下川原七〇	同 日

福島県告示第五百一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の施術者から当該施術者の開設している施術所の所在地を変更した旨届出があった。

平成二十六年八月十九日

福島県知事 佐藤雄平

氏名	住所	名称	所在地	
			変更前	変更後
桂隆亮	伊達市保原町字西町九二一一	整骨院桂	福島市森合町一五一	福島市野田町五一四一四五

(社会福祉課)

公 告

公告第二百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、いわき都市計画に係る公聴会を次のとおり開催する。

平成二十六年八月十九日

福島県知事 佐藤雄平

- 一 公聴会の開催日時及び場所
日時 平成二十六年九月五日（金） 午後七時から
場所 いわき市平字梅本二十一 いわき市役所本庁舎八階会議室
- 二 公聴会の案件
いわき都市計画道路を変更する案
- 三 公述人の資格
公述人になることができる者は、いわき都市計画区域内の住民に限る。
- 四 公述人の申出
公述人にならうとする者は、平成二十六年九月二日（火）までに、別記様式による公述申出書をいわき市都市建設部都市計画課又は福島県いわき建設事務所を経由して

(社会福祉課)

知事に提出して申し出るものとする。
五 その他

- 1 福島県都市計画公聴会規則（昭和四十四年福島県規則第九十一号）第六条第一項の規定により知事が公述人の数若しくは公述の時間を制限し、又は公述の全部若しくは一部を認めないときは、その旨を公述の申出をした者に通知する。
- 2 この公聴会に係る都市計画の変更の案は、福島県土木部都市計画課、福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課又はいわき市都市建設部都市計画課において縦覧に供する。
- 3 この公聴会に関する詳細については、福島県土木部都市計画課、福島県いわき建設事務所企画管理部企画調査課又はいわき市都市建設部都市計画課に問い合わせること。

別記様式

公 述 申 出 書

平成26年 8 月19日付け福島県報に搭載された「いわき都市計画道路を変更する案」に関し、次のとおり公述を申し上げます。

平成26年 月 日

福島県知事 佐藤雄平

公述申出人

住所

氏名

- 1 意見を述べようとする理由
- 2 意見の要旨

注 「意見を述べようとする理由」及び「意見の要旨」については、日本工業規格 A列 4番の大きさの400字詰め原簿用紙1枚以内に横書きのこと。

(都市計画課)